

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1157号)

平成25年3月22日

横情審答申第1157号

平成25年3月22日

横浜市代表監査委員

川内 克忠 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

平成24年9月7日監監第382号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「住民監査請求書（平成24年7月17日受付第28号）の收受について（平成24年度監監第298号）」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市代表監査委員が、「住民監査請求書（平成24年7月17日受付第28号）の收受について（平成24年度監監第298号）」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「住民監査請求書（平成24年7月17日受付第28号）の收受について（平成24年度監監第298号）」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市代表監査委員（以下「実施機関」という。）が平成24年8月2日付で行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 住民監査請求書は、職員措置請求書とその請求の趣旨を裏付ける事実証明書（以下「職員措置請求書等」という。）から構成されている。職員措置請求書は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に様式が定められており、請求の要旨、監査請求人（以下「請求人」という。）の氏名、住所、職業等の記載すべき事項が規定されている。

しかしながら、細かな記載方法は定められておらず、請求人が自由に作成することができるため、請求人の氏名、住所等の個人に関する情報に加え、特徴的な文章の言い回し、具体的な主張等により、個人が特定されることも考えられる。

- (2) また、仮に特定の個人を識別することができない個人情報であっても、請求人の主義・主張が具体的に記載されているため、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれのある情報である。
- (3) 職員措置請求書等については、その性質から個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができる情報であるため、その全体が本号本文に該当する。しかしながら、本件請求に係る住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）については監査を実施しているため、執行機関、職員及び監査委員の責任を明らかにする趣旨から、

職員措置請求書等は、個人の氏名、住所、郵便番号、所属団体名、役職名、個人印の印影及び事実証明書を除いて、監査結果とともに横浜市報により公表する予定である。よって、公表する予定の部分については、本号ただし書アに該当するため開示したが、非公表の部分については、本号ただし書に該当しないため、非開示とした。

- (4) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、本件監査請求は任意団体から提出されているので非開示理由はその根拠を欠くと主張している。しかし、本件監査請求については、請求書受付時に請求人に個人として提出したものであることを確認している。また、任意団体から提出された場合に、団体の確認のために提出を受ける規約等についても、提出を受けていない。

なお、本件処分の考え方については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第958号を参考とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消すとの決定を求める。
- (2) 本件申立文書を開示する旨の決定の処分を求める。
- (3) 本件監査請求の請求人は、個人ではなく任意団体であると推測される。本件監査請求の陳述において、冒頭、代表監査委員が請求人に自己紹介を求めた際、請求人は「自治会会長」とか「問題検討委員会事務局長」などと紹介していた。本件監査請求の陳述における質疑応答の際にも、請求人が上記任意団体であることを前提に話し合われていた。
- (4) 本件申立文書中の墨塗りされた部分は郵便番号、請求人の住所（自治会等の任意団体であるから、おそらく団体代表者の住所に同じ）、両団体のいずれか又は双方の団体名と代表者の役職名、団体代表者の氏名及び団体代表者の印影と推測される。請求人が任意団体であるとする本件処分の非開示とする部分の非開示理由はその根拠を欠く。

職員措置請求書の氏名欄に表示されている個人名は、請求人が任意団体でなかったとしても、その役職名が自治会長等である場合には公にされている情報として開示されなければならない。

- (5) 以上のとおり、実施機関の一部開示理由説明は不当であるから、本件処分は取消しは免れない。

なお、請求人が任意団体等法人の場合、実施機関は従来、原則として、監査請求書及び事実証明書の全部を開示している。

- (6) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第1058号は、「なお、住民監査請求が、行財政の適正な運営の確保により住民全体の利益を擁護するためにあるものであり、監査結果として職員措置請求書の請求趣旨及び事実証明書の資料名称を公表していることを鑑みると、実施機関におかれては、今後なお一層の情報提供を適正に行えるような運用について、調査・検討することが望ましいと考える。」と付言している。それにもかかわらず、職員措置請求書が個人のものであっても、団体のものであっても、個人のものとして存在を隠せることとなり、本件処分は全く理解に苦しむ。

5 審査会の判断

(1) 住民監査請求に基づく監査について

ア 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定されている住民監査請求は、地方公共団体の執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為を、住民が監査委員を通して是正、防止する制度であり、その趣旨は、住民のイニシアティブによって地方公共団体の行財政の適正な運営を確保することにより、住民全体の利益を擁護することにある。法第180条の5第4項の規定により設置されている監査委員は、独任制の機関ではあるものの、住民監査請求に基づく監査の決定については、監査委員の合議によることとされている。これは、当該監査が訴訟に前置されるものとして慎重で公正な審議を必要とし、かつ、その決定は、事柄の性質上監査委員全員の意思の合致を必要とするためと考えられる。

イ このような特質を有する住民監査請求に基づく監査の決定の手続は、おおよそ次のとおりである。

(ア) 住民から住民監査請求に係る職員措置請求書等が提出されると、監査委員会において、職員措置請求書等の形式及び内容が法第242条に規定されている要件（以下「法定要件」という。）を具備しているか否かについて決定する。

(イ) 職員措置請求書等が法定要件を具備している場合は、住民監査請求を受理し、監査の実施計画（関係資料の要求、実地監査、請求人の陳述、関係人からの事情聴取の実施等）を、監査委員会において決定する。

監査委員は、実施計画に基づく監査を実施し、それを通じて得た情報を総合的に判断して、監査委員会議で監査結果を決定し、当該監査結果を請求人に通

知するとともに、それを公表する（法第242条第4項）。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成24年7月に本件監査請求を収受した際の決裁文書であって、起案用紙、起案本文及び職員措置請求書等で構成されている。本件監査請求は、監査を実施した結果、請求人の主張に理由がないものとして棄却されたことが認められる。実施機関は、本件申立文書のうち職員措置請求書に記載された個人の氏名、住所（ただし「横浜市」を除く。）及び郵便番号、所属団体名、役職名、個人印の印影並びに事実証明書を開示している。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。もっとも、本号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、本号本文に規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 実施機関は、本件監査請求の受付時に、請求人に個人として提出したものであることを確認していると説明している。また、任意団体からの監査請求の場合には、これを確認するものとして規約等の提出を受けるが、本件監査請求では、任意団体であることを証する規約等の提出を受けていないと説明している。

これに対し申立人は、本件監査請求は個人からのものではなく任意団体からのものであると推測されるとした上で、もし請求人が任意団体でなかったとしても、請求人の役職名が自治会長等である場合には、その氏名は公にされている情報であるから開示されなければならないと主張している。

そこで、当審査会が本件申立文書を確認したところ、本件監査請求が任意団体又は任意団体の代表者からの請求であることを証する書面の添付は認められなかった。

ウ したがって、当審査会は、本件監査請求は個人が行ったものと認めた上で、本号の該当性について次のとおり判断する。

(ア) 法第242条に基づき住民監査請求を行おうとする住民は、職員措置請求書等を監査委員に提出することとされている。このうち、職員措置請求書は、執行機関又は職員の違法・不当な財務会計上の行為を指摘する措置請求の趣旨のほか、請求人の氏名、住所、職業等を記載するものであり、また、事実証明書は、職員措置請求書の趣旨を裏付ける事実に係る資料である。

(イ) 当審査会で職員措置請求書を見分したところ、請求人の氏名、住所、所属団体名及び役職名、個人印の印影のほか、本件監査請求において請求人の主観に基づき法令に違反すると判断した行為やその具体的な主張といった個人に関する情報が記載されていることが認められた。また、職員措置請求書に添付された事実証明書は、請求人が職員措置請求書の趣旨を裏付ける書面であると主張する資料である。このような性質を持つ職員措置請求書等は、一体不可分の個人に関する情報であると認められる。そして、これらに記録された情報は、当該情報それ自体又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる情報であると認められる。

したがって、職員措置請求書等は、その全体が本号本文前段に該当する。

エ 次に本号ただし書の該当性を検討する。

(ア) 職員措置請求書等が受理されると、実地監査等を実施した上で、監査委員の合議により監査結果が決定され、その結果は公表される。横浜市監査委員条例（昭和42年10月横浜市条例第36号）第6条によれば、監査結果の公表の方法は、市報に登載することにより行うものとされている。監査結果の公表時において公表すべき情報については、法令等により定められていないが、実施機関においては、監査の結果にかかわらず、監査結果とともに、職員措置請求書等を、請求人の住所、氏名及び職業、個人印の印影並びに事実証明書を略した上で、市報及び実施機関のホームページで公表している。

(イ) 本件監査請求については、監査を実施した上で、係る監査結果を市報に登載し、実施機関のホームページで公表していることが認められた。当審査会が公表内容を確認したところ、請求の内容について、請求人を「（略）」として登載していることを確認した。また、その余の部分については、職員措置請求書等の内容のうち請求人を識別することができる部分及び事実証明書を省略して公表していることが認められた。これらのことから、実施機関が本件処分において非開示とした情報について、本号ただし書アに該当するとはいえない。ま

た、これらの情報は、本号ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書を条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 高橋 良、委員 三輪律江

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|--|--------------------------|
| 平成24年9月7日 | ・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理 |
| 平成24年9月20日 (第142回第三部会) | ・諮問の報告 |
| 平成24年9月24日 | ・異議申立人から意見書を受理 |
| 平成24年9月27日 (第214回第一部会) 平成24年10月1日 (第221回第二部会) | ・諮問の報告 |
| 平成25年1月11日 (第226回第二部会) | ・審議 |
| 平成25年1月25日 (第227回第二部会) | ・審議 |
| 平成25年2月8日 (第228回第二部会) | ・審議 |
| 平成25年2月22日 (第229回第二部会) | ・審議 |